

単 価 一 覧

件名

厚別水再生プラザ汚水調整池で使用する高圧電力

No.	需要場所	基本料金（円） 【注1】	電力量料金（円） 【注1・注3・注4】		割引・割増 （円） 【注5】
		常時契約 （常用線） 契約電力等 1kWにつき 【注2】	種別	1kWhにつき	
1	厚別水再生プラザ汚水調整池		昼間		
			夜間		

【注1】 基本料金及び電力量料金単価には、消費税及び地方消費税を含む。

【注2】 常時契約（常用線）基本料金において力率割引がある場合には、次のア、イの条件に従い、割引又は割増を行う。

ア 力率は、その1月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントとする。）とする。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなす。

イ 力率が85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しする。

なお、平均力率の算定式は、次のとおりとする。

$$\text{平均力率} = \frac{\text{有効電力量}}{\sqrt{(\text{有効電力量})^2 + (\text{無効電力量})^2}} \times 100 \text{（パーセント）}$$

※平均力率の単位は、パーセントとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。

※有効電力量および無効電力量の単位は、それぞれキロワット時、キロバール時とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。

【注3】 電力量料金は、燃料費調整、市場価格調整、離島ユニバーサルサービス調整を行うこととし、その方法は、当該地域におけるみなし小売電気事業者が用いる方法を準用する。

【注4】 電力量料金は、その1月の昼間・夜間別の使用電力量によって算定することとし、昼間に使用された電力量には昼間料金を、夜間に使用された電力量には夜間料金をそれぞれ適用する。

なお、昼間と夜間の区分は以下のとおりとする。

昼間：午前8時から午後10時までの時間帯。ただし、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日及び12月31日の当該時間帯を除く。

夜間：昼間以外の時間帯（日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日及び12月31日は終日、夜間とみなす。）

【注5】 その他割引等を設定する場合に記載する。